

議案第204号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、南部療育センター児童発達支援センターの供用開始に伴い、あゆみ学園を廃止する必要があるによる。

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第7条第1号」を「次条第1号」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

第8条第1項中「及び福岡市立あゆみ学園」を削り、「第13条」を「第10条」に改め、同条第2項第1号中「支援センター（福岡市立めばえ学園に限る。）にあつては」及び「支援センター（福岡市立あゆみ学園に限る。）にあつては第2条第2項各号に掲げる事業に」を削り、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条を第5条とする。

第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第1項第2号中「第9条第3項各号」を「第6条第3項各号」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

別表福岡市立あゆみ学園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。